

議案第 81 号

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例

ひたちなか市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部（1）の款中「の交付」の次に「（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加え、同部（2）の款中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「閲覧」の次に「（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加え、同部（3）の款中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加え、同表6の部（2）の款中「，同項第7号イ，第68条の69第3項第5号イ又は同項第7号イ」を「又は同項第7号イ」に改め、同部（3）の款中「，同項第7号ロ，第68条の69第3項第6号又は同項第7号ロ」を「又は同項第7号ロ」に改める。

別表第2第50項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表第51項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表第64項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第65項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表第76項中「第5項」を「第7項」に改め、「基づく長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「又は改築しよう」を「若しくは改築し，又は長期優良住宅として維持保全を行おう」に改め、同表第77項中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改める。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2第76項及び第77項の改正規定 令和4年10月1日
- (2) 別表第1の1の部(1)の款の改正規定, 同部(2)の款の改正規定
(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)及び同部(3)の款の改正規定(「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。) 令和6年4月1日

旧				新				備考
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)				
区分	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	区分	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
1 税務	(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10に規定する市税の納付又は納入すべき額その他市税に関する事項のうち地方税法施行令(昭和25年政令第245号)で定めるものについての証明書の交付	納税証明書交付手数料 その他の証明書交付手数料	略	1 税務	(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10に規定する市税の納付又は納入すべき額その他市税に関する事項のうち地方税法施行令(昭和25年政令第245号)で定めるものについての証明書の交付(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)	納税証明書交付手数料 その他の証明書交付手数料	略	
	(2) 地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳のうち固定資産として政令で定めるものに関する事項が記載されている部分又はその写しの閲覧	固定資産課税台帳閲覧手数料	略		(2) 地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)のうち固定資産として政令で定めるものに関する事項が記載されている部分又はその写しの閲覧(同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)	固定資産課税台帳閲覧手数料	略	
	(3) 地方税法第382条の3に規定する固定資産として政令で定めるものに関して固定資産課税台帳に記載されている事項のうち政令で定めるものについての証明書の交付	固定資産課税台帳証明書交付手数料	略		(3) 地方税法第382条の3に規定する固定資産として政令で定めるものに関して固定資産課税台帳に記載されている事項のうち政令で定めるものについての証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)	固定資産課税台帳証明書交付手数料	略	
	(4)～(10) 略	略	略		(4)～(10) 略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	
6 租税特別措置	(1) 略	略	略	6 租税特別措置	(1) 略	略	略	
	(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ、同項第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ、同項第7号イ、第68条の6第3項第5号イ又は	優良宅地造成認定申請手数料	略		(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ、同項第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ又は同項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の	優良宅地造成認定申請手数料	略	

旧			新			備考
	同項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査			供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		
(3)	租税特別措置法第28条の4第3項第6号、同項第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号、同項第7号ロ、第68条の6第3項第6号又は同項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	略	(3)	租税特別措置法第28条の4第3項第6号、同項第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号又は同項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料
略	略	略	略	略	略	略

旧			新			備考
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)			
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
1～49 略	略	略	1～49 略	略	略	
50 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物の建築許可申請手数料	略	50 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物の建築許可申請手数料	略	
51 建築基準法第85条第6項の規定に基づく1年を超える仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1年を超える仮設建築物の建築許可申請手数料	略	51 建築基準法第85条第7項の規定に基づく1年を超える仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1年を超える仮設建築物の建築許可申請手数料	略	
52～63 略	略	略	52～63 略	略	略	
64 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	建築物の興行場等への用途変更に係る許可申請手数料	略	64 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	建築物の興行場等への用途変更に係る許可申請手数料	略	
65 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可申請手数料	略	65 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可申請手数料	略	
66～75 略	略	略	66～75 略	略	略	
76 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかの審査(以下「建築基準関係規定適合審査」という。)を受けるよう申し出ない場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 略 イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築	76 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかの審査(以下「建築基準関係規定適合審査」という。)を受けるよう申し出ない場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 略 イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築	

旧			新			備考
		<p>し、又は改築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) ・ (イ) 略</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) 第6条の2第3項又は第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ないときにあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) ・ (イ) 略</p> <p>(3) 略</p>			<p>し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) ・ (イ) 略</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) 第6条の2第3項又は第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ないときにあつては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合の基準を適用する住宅であるとき (ア) 又は (イ) に規定する額</p> <p>(ア) ・ (イ) 略</p> <p>(3) 略</p>	
77 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	略	77 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	略	
78~87 略	略	略	78~87 略	略	略	

備考 略

備考 略